

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 家畜伝染病の発生……………
…（産業労働局農林水産部食料安全課）…

告示（公）

- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………

公告

- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
…（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 開発行為に関する工事完了……………（同）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第八百八十二号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年六月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長
浅井 勉

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和三年六月十六日	羽村市羽中三丁目二千七百四十七番十六及び同番十八	延長 一九・五六 幅員 四・二〇

●東京都告示第八百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

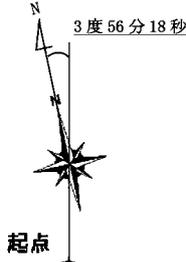
令和三年六月二十九日

東京都知事 小池 百合子

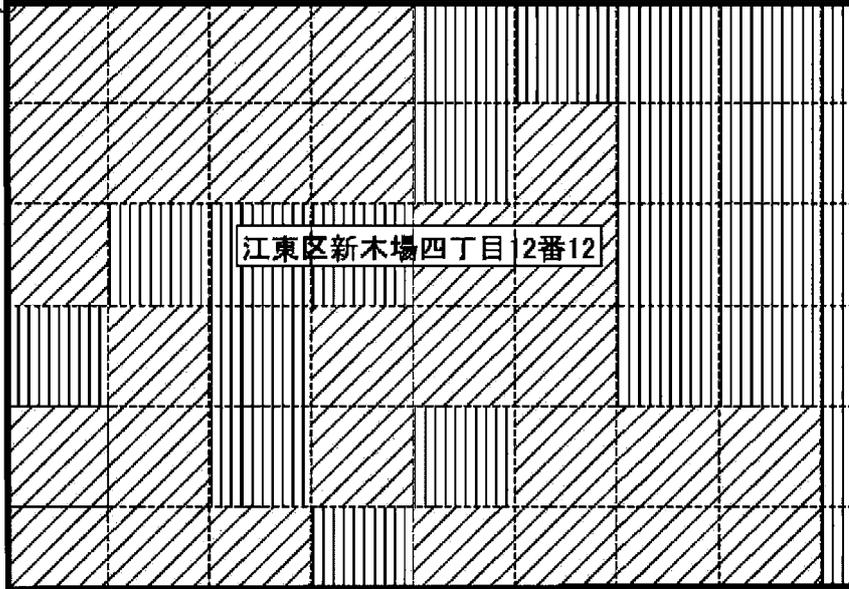
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新木場四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

別図



【 起点 】
 起点は江東区新木場四丁目12番12の最北端とする。



【 凡 例 】

- : 敷地境界
- : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ▩ : 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域)

【 格子の回転角度 (3度56分18秒) 】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百八十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 家畜の種類

鹿

三 患畜又は疑似患畜の区分

患畜

四 発生頭数

二頭

五 発生場所

日野市

六 発生年月日

令和三年六月十四日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第198号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から名称、代表者の氏名及び施設の名称の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年6月29日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

変更事項	新	旧
名称	株式会社杉並自動車学校	株式会社日通自動車学校
代表者の氏名	松本 義弘	三苦 和彦
施設の名称	杉並自動車学校	日通自動車学校

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により立石駅北口地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年六月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名

徳田 昌久

二 住所

豊島区長崎六丁目十九番十二号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

国分寺市新町一丁目十一番八

小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

羽村市羽中三丁目二千七百四十七番八、同番十、同番十五、同番十六、同番十八から同番二十まで、二千七百五十一番二、同番六及び同番七

福生市加美平二丁目十四番一
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

特定開発行為に関する対策工事等の完了について
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和三年六月二十九日
東京都多摩建築指導事務所長
浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲城市大字大丸七号八百三十番一の一部、八百三十一番一及び八百三十二番二

許可を受けた者の住所及び氏名
八王子市横山町三番十三号
株式会社レックス
代表取締役 原 伸明

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和三年六月二十九日
東京都多摩建築指導事務所長
浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三鷹市野崎三丁目千四百三十三番三及び同番十二から同番三十八まで

武蔵野市境二丁目二番二
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

西東京市向台町一丁目七百二十九番二、同番十六及び同番十八
埼玉県越谷市南越谷一丁目二十一番地二
株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久

東久留米市滝山一丁目十二番四の一部（第二工区）
西東京市芝久保町四丁目二十六番三
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

東久留米市柳窪五丁目五百四十四番一
埼玉県越谷市南越谷一丁目二十一番地二
株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年六月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年六月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 フレスポ国立南

二 店舗所在地 国立市泉三丁目二十九番地の十一
ほか

三 設置者名 大和リース株式会社

四 設置者住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目
一番三十六号

五 変更前の店舗所在地 国立市大字谷保字上新田三千百四
十三番の一ほか

六 変更後の店舗所在地 国立市泉三丁目二十九番地の十一
ほか

七 変更前の設置者の代表者名 森田 俊作

八 変更後の設置者の代表者名 北 哲弥

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社スーパーバリュ

十 変更前の小売業者の代表者名 岸本 七朗

十一 変更後の小売業者の代表者名 岸本 圭司

十二 変更日 令和三年四月一日ほか

十三 届出日 令和三年六月十日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

十五 縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
令和三年六月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

志村3丁目駅前ショッピングセンター

二 店舗所在地

板橋区志村三丁目二十六番四号

三 設置者名

フロンティア不動産投資法人

四 設置者住所

中央区銀座六丁目八番七号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

サミット株式会社ほか二名

六 変更前の小売業者の代表者名

竹野 浩樹(サミット株式会社)ほか

七 変更後の小売業者の代表者名

服部 哲也(サミット株式会社)ほか

八 変更日

令和二年十一月十八日ほか

九 届出日

令和三年六月十日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和三年六月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

一筒月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

